

# 燗酒JAPAN 会員規約

## 第1条(目的)

この規約は、燗酒JAPAN(以下「当会」という)の定款(以下「定款」という)59条に基づき、当会の会員(以下「会員」という)の入退会及び権利義務等について定めるものである。

## 第2条(会員の資格及び種類)

- 1 当会の指定する手続きに基づき、当会へ入会を申し込み、当会の理事会(以下「理事会」という)が承認したものを会員とする。
- 2 会員の種類は、定款第6条の定めのとおりとする。
- 3 会員は以下の条件を満たすものとする。

### (1) 正会員

定款の定めに賛同し、純米燗酒を3銘柄以上定常的に取り扱い、酒質にあった提案や提供を行っている。

### (2) 準会員

定款の定めに賛同し、純米燗酒3銘柄以上を3年以内に定常的に取り扱い、酒質にあった提案や提供を行うことを計画していること。

### (3) 賛助会員

定款の定めるところによる目的に賛同し、当会の事業を賛助すること

## 第3条(入会申込みと承認・不承認)

- 1 会員となろうとする者は、当会の指定する方法により入会申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。
- 2 当会は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受付けないことがある
  - (1) 当会の趣旨に賛同していない
  - (2) 過去に当会の除名処分を受けたことがある
  - (3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記または記入洩れがある
  - (4) その他受付時に不適切と判断されたとき
  - (5) 親会社が議決権50%超を有する子会社または実質的支配下にある組織(会社、店舗など)
- 3 理事会において入会申込みが承認された場合、当会は、当該入会申込みをした者に対し、すみやかに通知するものとする。

4 入会申し込みをした者の会員としての資格は、当会が前項の通知を行った時点から生じるものとする。

5 当会は、入会申込みが理事会において不承認とされた場合、入会申込みを行った者に対して一切責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明または開示する義務を負わないものとする。

#### 第4条(入会金及び年会費)

1 正会員は、定款で定める事業年度(以下「事業年度」という)内のどの時点において入会したかに関わらず、以下の区分に従って入会金及び年会費(以下「会費等」という)を納めなければならない。

- (1) 正会員 (入会金)なし (年会費)12,000円/1口
- (2) 準会員 (入会金)なし (年会費)12,000円/1口
- (3) 賛助会員 (入会金)なし (年会費)9,000円/1口

3 本条第1項の規定にかかわらず、当会は、賛助会員のうち営利を目的としない法人に対し、理事会の決議により、その年会費を免除することができる。

4 会費等は、原則として当会発行の請求書による前納一括払いとし、入会申込みが承認されたことを知らせる当会からの通知を受け取ってから45日以内に当会が指定する銀行口座に振込みによって入金するものとする。

5 本規約第7条2項の定めにより会員資格が更新された場合又は本条第2項の場合には、年会費は、請求書到着月の翌月末までに当会が指定する銀行口座に振込みによって入金するものとする。

6 一度納められた会費等については、如何なる理由をもっても返還しない。

#### 第5条(会員の特典利用)

1 会員は、以下の各号に定める特典を利用する権利を有するものとする。

##### (1) 正会員

- ① 総会での議決権
- ② 爛酒JAPAN正会員であることの証明(Web page上などで紹介)
- ③ 各種勉強会、フォーラムへの参加
- ④ イベントなどへの出展案内
- ⑤ メール等での当会からの情報提供等
- ⑥ その他、当会の行う活動への参加

##### (2) 準会員

- ① 各種勉強会、フォーラムへの参加

- ② メール等での当会からの情報提供等
- ③ その他、当会の行う活動への参加(内容により制限があります)

### (3) 賛助会員

- ① 各種勉強会、フォーラムへの参加
  - ② メール等での当会からの情報提供等
  - ③ その他、当会の行う活動への参加(内容により制限があります)
- 但し、当会は、賛助会員に対し理事会の決議により、第1号②～⑥に定める特典を利用する権利を与えることができる。

2 当会は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的に特典の提供を中断する場合がある。この場合、当会は可能な限り速やかに特典の提供を再開するよう努力するが、中断期間に相当する会費の返還は行わない。

- (1) 火災、停電等により特典の提供ができなくなった場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により特典の提供ができなくなった場合
- (3) 戦争、暴動、争乱等により特典の提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上、技術上特典の提供の一時的な中断を必要と判断した場合

## 第6条(会員の義務)

会員は、以下の各号に定める義務を負う

- (1) 当会の定款並びに本規約その他諸規定及び議決に従う。
- (2) 当会の会費等を本規約第4条の期限までに納入する。

## 第7条(会員資格の有効期間)

1 会員の資格及び年会費の有効期間は、当会が会員に対して入会申込みを承認する通知をしてから、進行中の事業年度末日までとする。

2 有効期間満了日の1ヶ月前までに、当会又は会員より相手方に対し、書面又は電子メールによる特段の意思表示がない場合には、更に本規約に基づく会員資格の有効期間を1年間自動で更新するものとし、以後も同様とする。

## 第8条(任意退会の手続き)

会員は、1ヶ月前までに当会に書面又は電子メールによって届け出ることにより、任意に退会することができる。

## 第9条(禁止事項)

会員は、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 当会の承認のない当会名での活動またはその準備を目的とする行為
- (2) 当会の運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
- (3) 当会の信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 当会に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (5) 他の会員への迷惑行為、また他の会員のビジネス上の領域や個別の取引先に対して、代替となるような営業活動。ただし個別の取引先からの引き合いを制限するものではない。
- (6) その他、当会が不相当と判断する行為

## 第10条(通知及び連絡先)

- 1 会員は入会申込み時に名称(氏名)、住所、電話番号、ファクシミリ番号、Eメールアドレス等の連絡先情報を当会に登録するものとする。かかる情報に変更があった場合には、速やかに当会の事務局に対して書面、ファクシミリあるいは電子メールによって通知するものとする。ただし、当該の通知を会員が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当会はその責任を一切負わないものとする。
- 2 本規約に基づく当会から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールまたは書面をもって行うものとする。この場合、当会は、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。
- 3 当会は、会員に対する通知に関しては、当会のWebサイト上に通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。
- 4 本規約に基づく会員から当会に対する通知その他の連絡は、書面又は当会の電子メールアドレスに対する電子メールによるものとする。
- 5 前項の通知が電子メールによって行われた場合は、当会が判読できる状態で当該電子メールが到達した時点をもって、当会に到達したものとする。

## 第11条(個人情報の取り扱い)

- 1 当会は、会員の個人情報を適切に管理するものとする。
- 2 会員は、当会に登録した電子メールアドレスおよびその他の個人情報を以下の目的で利用することに同意するものとする。
  - (1) 当会に関する情報提供及び関連するセミナー等の会員特典に関する案内及び依頼のため
  - (2) 会員への、会費に関する確認のため
  - (3) 会員種別・登録組織名・所属および役職に関して、会員一覧等として開示するため

## 第12条(著作権と著作物の取扱い)

- 1 当会の活動の成果及び活動に関連して当会または会員により作成された成果(以下「成果物」という)が、会員以外の第三者に対して公開されることを会員は承諾する。ただし、当会は成果物を公開、出版等し、第三者の利用に供する義務を負うものではない。
- 2 会員は当会の活動に関連して行った発言、提案または提供した資料、データ、ソフトウェア等の一切の情報(以下「寄与」という)が著作物に該当し、かつ成果物に含まれる限りにおいて、当該寄与について、当会及び第三者に対し、対価の支払いを要することなく、成果物の利用(「利用」とは、使用、複製、改変、翻案、実施、表示、公開、頒布、再使用許諾等一切の処分権限を含み、以下同じとする。)に必要な範囲内において、自由に使用する無期限の権利を許諾する。
- 3 会員は、当会が成果物を利用する場合、当会及び第三者に対し、寄与に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- 4 寄与に対する会員の著作権を前提として、成果物の著作権は当会に帰属し、会員は成果物を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して利用することを禁止する。
- 5 会員は、当会からの合理的な要求があった場合には、当会の有する成果物の著作権を保全するために必要な協力をする。
- 6 会員は、第三者からの許諾を得ずに、第三者の著作物を寄与として当会の活動において提供してはならない。寄与が第三者の著作権を侵害するとして紛争が生じた場合、当該寄与を提供した会員の費用及び責任でこれを解決するものとし、当該会員はこれにより当会に生じた損害につき賠償する責を負う。
- 7 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

### **第13条(免責及び損害賠償)**

- 1 当会または会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容、これらを利用することの結果について、当会は、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、なんら保証しない。会員は、当会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当会は一切責任を負わない。
- 2 当会が会員に対して損害賠償責任を負う場合、その原因の如何にかかわらず、当会は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わない。
- 3 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、当会は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。
- 4 当会は、本規約その他諸規定の制定改廃及びそれらの規定に基づき当会が会員に提供していた各種特典内容の追加、変更、中断、又は終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わない。

5 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

#### **第14条(規約の追加・変更)**

1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

2 本法人は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。当会により変更された本規約は、当会のWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとする。

#### **第15条(準拠法及び合意管轄)**

1 当会の活動または本規約に関して、会員に疑義が生じた場合には、当会の理事会に協議を申し入れるものとし、双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

2 当会の活動または本規約に関して、会員と当会の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。

3 会員と当会の間に訴訟等が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第16条(附則)**

規約は2019年12月1日からその効力を発する。

#### **第17条(経過規定)**

2020年度に限り入会条件を次のとおり変更し、翌年度に改めて入会を審査を行う。

1. 年会費の免除
2. 純米燗酒取扱いは3銘柄以上ではなく1銘柄以上、
3. 当団体からの特典提供を努力目標とする

2020年5月1日 改定